

# 令和4年度 利用調整基準表

利用調整基準(選考基準)は、**基準点 + 調整点 (+優先順位)**で構成する。

## 1. 基準点

保護者(父母)それぞれに保育事由を必要とし、そのうち低い方を基準点とする。

父 母 の 状 況 (保 育 事 由)			点 数	
1	就業	外勤 自営業(居宅外)	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	20
			月140時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	18
			月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16
			月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12
			月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8
2	就業	自営業(居宅内) 内職	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16
			月140時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	14
			月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12
			月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8
			月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	4
3	妊娠 出産	出産(産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度)	25	
4	疾病 障がい	病気・けがの場合	1ヶ月以上の入院または常時病臥(退院日の属する月の末日まで)	25
			疾病・負傷により保育が不可能	20
			疾病・負傷により保育が困難	12
	障がい を有して いる 場合	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A	25	
		身体障害者手帳3級・療育手帳B1・精神障害保健福祉手帳	20	
		身体障害者手帳4～6級・療育手帳B2	16	
		上記以外の障がい で保育が困難	12	
5	介護 看護 療育	親族の入院のため常時介護又は看護している(退院日の属する月の末日まで)	25	
		長期間同居の親族を常時介護又は看護している	20	
		兄弟姉妹が療育施設等に親子通園している場合	20	
6	災害	災害復旧に従事	20	
7	求職	求職中の場合	ひとり親家庭・生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)生計中心者の失業(自己都合は除く)による求職の場合	10
			上記以外の場合	1
8	就学	就学している場合	(※1)	
9	特例	その他市長が必要と認める場合 上記以外の理由で家庭において児童の養育が困難な場合		

### 【基準点の決め方】

①上表の保育事由で、父母(保護者)のうち低い方を基準点として採用する。

例：(父)就労で20点 (母)就労で16点 → 母の16点を基準点として採用

②ただし、父母のいずれかの基準点が25点の場合は、その点数を採用する。

例：(父)就労で20点 (母)妊娠・出産で25点 → 母の25点を基準点として採用

※1 就学している場合の点数は、居宅外労働の時間区分に準じるものとする。

## 2. 調整点

世帯の状況等により、基準点に下表の調整点を加減する。

世帯の状況		点数	備考
1	保護者が保育士の資格を有しており、かつ、交野市内の特定教育・保育施設等(幼稚園除く。)において、月120時間以上就労している又は就労することが内定している場合 (月64時間以上120時間未満の就労の場合は+10点とする)	+20 (+10)	
2	小規模保育施設等の卒園時	+10	
3	広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合 (3歳児への進級時には、小規模保育施設等の卒園時と同様に調整点+10とする)	+5 (+10)	
4	ひとり親家庭(求職を除く)	+5	
5	入所保留後、当該児童が1ヶ月以上月極(月64時間以上)で認可外保育施設に通園している場合 (内定時も認可外保育施設に通園していること)	+1	
6	下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合	+5	※1
7	育児休業を終了し復職する場合	+3	※2
8	生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)	+3	
9	申請児童が障がい (身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている、又は医師の診断書がある)を有している場合(兄弟姉妹には同希望日であれば加算)	+3	
10	兄弟が入所している場合(同一特定教育・保育施設等に入所を希望する場合に限る)	+3	
11	保護者が疾病または障がいを有している場合(保育の事由が「就業」に限る)	+3	※3
12	同居親族の介護・看護をしている場合(保育の事由が「就業」に限る)	+3	※3
13	転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており、かつ、入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合	+2	
14	内定辞退をした場合(辞退をした年度内に限る)	-5	
15	正当な理由がなく保育料を3か月以上滞納している世帯	-10	
16	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	-200	

※1 育児休業終了による復職の調整点との重複加算は行わない。

※2 育児休業終了(復職)による入所希望は、希望月の1ヶ月以上前に申込みをされた場合に調整点を加算する。  
希望日に入所できない場合は継続して調整点を加算する。

※3 基準点及び当該調整点を合計した点数は、基準点とする保育の事由が「居宅外労働」の場合は20点、  
「居宅内労働」の場合は16点を上限とする。

## 3. 優先順位

「基準点+調整点」で同点の場合は、下表により決定する。

同点の場合の優先順位	
1	保育施設(認可外保育施設を除く)に在園していない場合
2	ひとり親家庭の場合
3	障がい児(者)のいる世帯
4	希望する園の数が多いもの
5	希望する園の希望順位が高いもの
6	利用を希望する日からの経過期間が長いもの
7	祖父母と別居の世帯
8	保護者の総所得金額等の合計額が低い世帯